

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員である地域住民等による移動制約者の移送等に対し、本会所有の車両（以下「本会車両」という。）の貸し出しを行い、社会参加及び福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(用途)

第2条 用途は、在宅身体障がい（児）者及び歩行困難な在宅高齢者等の通院等による外出並びに社会参加の際に、移動に大きな制限又は制約を受ける者の輸送に必要と判断した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 移動に制約のある者で、車椅子のまま車両への乗車が必要な者の移送
- (2) 移動に制約のある者の社会参加のための研修会や各種活動に参加するための移送
- (3) 自治会やボランティア団体等が町内で行う地域福祉活動に参加するための移送

2 その他、前条の目的に資する用途に必要と本会会長が認めたとき。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する本会会員の運転者
- (2) 町内に住所を有する本会会員の同乗者
- (3) その他、本会会長が必要と認めた者

2 運転者は、同乗者又は関係者に対価等金品を要求してはならない。

(利用登録)

第4条 貸出車両を利用する者は、車両貸出事業利用者登録用紙（第1号様式）を本会に提出するものとする。

2 利用者及び委任を受けた運転者であっても、免許停止処分中等の者、又は本会が不適当と認めた者は、本会会長の判断で登録を認めないことができる。

(利用)

第5条 貸出車両の利用は先約制とし、原則利用の3か月前から1週間前の間に予約をしなければならない。ただし、急遽な事情がある場合はこの限りでない。

2 利用日は、原則日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、午前8時15分から午後5時までの間とする。ただし、貸出車両を本会が使用する日、及び使用時間は除く。

3 使用日以前の日から借り受けが必要な場合、又は利用時間を越えての利用が必要な場合は、事前に本会会長の承認を得るものとする。

(利用範囲)

第6条 貸出車両の利用範囲は、原則として往復50キロメートルの範囲内とする。
ただし、本会会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出車両)

第7条 貸出車両は、次の各号のとおりとする。ただし、車両の故障など急遽の事情により貸し出しを中止することがある。

- | | | | |
|-----|------|-----------|------------|
| (1) | 福祉車両 | 日産キャラバン | 三重800す9254 |
| (2) | 福祉車両 | ダイハツタント | 三重581ま2606 |
| (3) | 車 両 | トヨタノア | 三重502ま1855 |
| (4) | 車 両 | トヨタノア | 三重501ね4163 |
| (5) | 車 両 | トヨタノア | 三重502も6131 |
| (6) | 車 両 | ダイハツウエイク | 三重581せ4862 |
| (7) | 車 両 | ダイハツミライース | 三重581や4223 |
| (8) | 車 両 | トヨタノア | 三重302ち8093 |

(費用負担)

第8条 車両貸出にともなう費用は、原則無料とする。ただし、第6条のただし書きの規定による利用については、燃料費を求めるものとする。

(事故又は故障の対応)

第9条 貸出車両の利用中に事故又は故障が発生した場合、利用者は事故又は故障の大小に関わらず、速やかに道路交通法等法令上の処置を取るとともに、次に定めるところにより遅滞なく対処しなければならない。

- (1) 運転中に車両の異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、本会に連絡するとともに、本会の指示に従わなければならない。
- (2) 負傷者がいる場合には、速やかに救護に努めなければならない。
- (3) 上記各号の他、運行中にトラブルが生じた場合は、本会に速やかに連絡をとり、その指示を受けなければならない。

(事故にともなう補償条件)

第10条 利用中に事故又は故障等が発生したことにより、損害が発生した場合は、次の各号に規定する補償は、当該車両が加入する保険対応とする。ただし、補償内容は毎年見直すこともある。

- (1) 対人補償 無制限(自動車損害賠償責任保険含む)
- (2) 対物補償 無制限(免責額0円)
- (3) 車両補償 1事故限度額時価額(免責額0円)
- (4) 搭乗者傷害補償 1名1,000万円以内(日数払い、入院額10,000円、通院日額5,000円)

- (5) 人身傷害補償 1名につき5,000万円
- (6) 利用者が加入しているボランティア保険が該当するものについては、その範囲内とする。
- 2 前項第3号から第6号に規定する補償限度額を超える損害については、利用者の負担とする。
- 3 法令違反等運転者に明らかな過失があったと本会が判断した場合は、第1項に定める補償が適用されないことがある。
- 4 保険金が給付されない損害、前項第1項及び第2項の規定により給付される保険金額を超える損害又は保険適用外の補償については、利用者の負担とする。
- 5 利用者は、次条の規定により貸出車両を使用できなかったことにより生ずる損害については、本会に請求できないものとする。
- 6 利用者は、貸出車両の運行により損害を被った場合、第1項の定める保険金の支払いを受けることの他、本会に対して損害賠償等、その他の請求を行わないものとする。
- 7 利用者は利用中に生じた貸出車両の破損について、適切な処置を講ずるものとする。ただし、利用者のあきらかな過失と認められない場合は、その責任を問わない。

(貸出拒否及び取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、車両の貸出又は予約及び登録を取り消すことができる。

- (1) 貸出車両の故障等により安全な運行が不可能と判断したとき
- (2) 虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき
- (3) 車検、点検期間
- (4) 突発的事故が生じたとき
- (5) 利用者の運転に必要な運転免許証の確認ができないとき
- (6) 引き渡し時に利用者が酒気を帯びていると判断したとき
- (7) 利用者が、麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると判断したとき
- (8) 利用者が、過去の利用において、不適切な利用行為があったと判断したとき
- (9) その他、本会会長が適当でないと判断したとき

(遵守義務)

第12条 本会車両の利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法及び関係法令を遵守し、適切で安全な運転を行うこと
- (2) 利用に際し、事前に車両の始業点検を行うこと
- (3) 車両貸出中の事故又は違反（免許停止処分以上に重い処分を受けたもの）については、適切な措置を講ずるとともに、速やかに警察及び本会に届けること

- (4) 利用中に生じた事故処理については、事故処理の終結に至るまで責任を負うこと
- (5) 利用者は、利用内容を別に定める運行日誌に記録し、本会に報告すること
- (6) 車両の返却時には、必ず清掃を行うこと
- (7) 使用中の軽微な事故や車両の損傷等であっても、必ず本会に報告すること
- (8) 利用者の登録有効期限は毎年3月末日までとし、有効期限後の初回利用時までに更新登録手続きを行わなければならない。
- (9) 登録者が貸出車両を利用する際は、その都度、運転免許証の提示を行い本会の承認を受けなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 この要綱の規定により、本会が取得した個人情報は車両貸出事業の運営に関わる事務等で利用することに同意したものとみなす。

- 2 本会は、利用者の個人情報に関して、本事業の運営に関する目的以外には使用しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、車両貸出事業に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 要綱施行日前の車両貸出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 要綱施行日前の車両貸出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行った利用申し込みは、改正前の要綱の規定の例による。